

第1回 羽村市使用料等審議会会議録

- 1 日 時 令和8年5月12日(火)午後1時15分～午後2時30分
- 2 場 所 市役所西庁舎5階 特別委員会室
- 3 出席者 【会長】金子 憲
【職務代理】小島 昌夫
【委員】本田 文栄、小山 洋子、竹内 潤三、堀江 秀徳、梅山 政尚、
長谷川 江里子、沖倉 美枝、小山 愛
【事務局】河野企画部長、大武財政課長、尾嶋主査、小山主任
- 4 欠席者 なし
- 5 議 題 (1) 会長及び職務代理の選任
(2) 審議会の傍聴及び会議録の作成・公表について
(3) 諮問事項の内容説明
(4) 審議日程(案)について
(5) 市の財政状況等について
(6) 使用料等適正化のための基本方針について
- 6 傍聴者 なし
- 7 配布資料 別紙のとおり
- 8 会議内容 下記のとおり

-----開会-----

…(会長が決定するまで財政課長が司会進行)

1 委嘱状の交付

…(橋本市長より交付)

2 市長あいさつ

この審議会は、公共施設の使用料などについて、受益者負担の適正化を図るために、おおむね4年に一度、設置させていただいている。

今回は、令和5年度に開催したところですが、近年の物価高騰等の影響を踏まえ、従来の期間よりも1年前倒して開催することとした。

昨今の状況ですが、原油や原材料価格の高騰により、光熱費や食料品等の価格が上昇しており、市民生活や市内事業者の事業活動に影響を及ぼしている。

市においても、物価・エネルギー価格の高騰や人件費の上昇などにより、行政運営にかかるコストが増加傾向にある。

また、公共施設やインフラ施設の老朽化対応等に伴う更新費用の増加など、財政的負担が高まっており、改めて受益者負担のあり方・適正化について検討が必要となっている。

委員の皆様におかれましては、受益者負担の適正化あるいは市民サービスの適正な水準といった観点から、是非、活発なご議論をいただきたいと考えているのでよろしくお願いいたします。

3 委員の紹介

- …(「資料1 羽村市使用料等審議会委員名簿」により、財政課長から各委員を紹介)
- …(委員紹介後、事務局を紹介)

4 会長及び職務代理の選任

- …(条例第4条の規定に基づき、事務局から各委員に会長の互選について意見を求める)
- …(金子委員を会長に推薦したいとの意見あり)
- …(事務局から各委員に確認)
- …(全員承認)
- …(条例第4条第3項の規定に基づき、会長から小島委員を職務代理に指定)
- …(会長:金子委員、職務代理:小島委員に決定)
- …(会長あいさつ)

使用料等審議会は、行政コストの妥当性、行政サービスに対する受益者負担の在り方及びその適正化など、市政運営における極めて重要な事項を審議する役割を担っている。

行政サービスの提供に係るコストや受益者負担の水準について、公平性及び妥当性の観点から検討を加えることは、持続可能な行財政運営を進める上で不可欠である。こうした観点から、本審議会に課せられた役割は、極めて重いものと認識している。

このたび、市長から諮問された使用料等の適正化について、委員各位におかれては、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂き、幅広い観点から活発かつ有意義な議論を重ねて頂きたい。私としても、より良い答申の取りまとめに向け、微力ながら、会長としての職責を果たして参る所存である。

- …(職務代理あいさつ)

職務代理という立場で大変身が引き締まる思いである。

この使用料等審議会を有効な会議とするため、金子会長を支えながら、答申の日までスムーズに進行できるよう、全力で取り組んでいきたいと思っている。

よろしくお願いいたします。

5 諮問

- …(市長より金子会長へ諮問)

[諮問事項]

使用料等の適正化について

- (1) 使用料等適正化のための基本方針について
- (2) 各施設使用料等の適正化について
- (3) 水道料金の適正化について
- (4) 下水道使用料の適正化について

- …(諮問終了後、市長退席)

6 審議会の所掌事項

- …(「資料3 羽村市使用料等審議会条例」により、事務局から審議会の所掌事項等を説明)

7 審議・報告事項

- …(以降、会長による進行)

(1) 審議会の傍聴及び会議録の作成・公表について

【会長】

審議・報告事項の(1)「審議会の傍聴及び会議録の作成・公表について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

…(「資料4-1 羽村市使用料等審議会傍聴の定め(案)」により、事務局から傍聴の定め(案)について説明)

…(「資料4-2 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準」により、事務局から会議録の作成等に関する事項を説明(前回審議会と同様に、会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しない記録方法とすることを提案))

傍聴の定め及び会議録の記録方法について、審議いただきたい。

【会長】

ただいまの事務局説明について質問はあるか。

…(なし)

【会長】

傍聴の定めについては事務局案のとおりとし、会議録の記録方法については「要点記録」、「発言者氏名は記載しない」としてよろしいか。

…(全員承認)

【会長】

それでは、本件についてはこの通り決定する。

本日傍聴希望者はいるか。

【事務局】

傍聴希望者はいない。

(2) 諮問事項の内容説明

【会長】

続いて、審議・報告事項の(2)「諮問事項の内容説明」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

…(次の資料により、事務局から諮問事項について説明)

「資料5-1 羽村市使用料等審議会の諮問事項について」

「資料5-2 令和8年度使用料・手数料一覧」

「資料5-3 羽村市使用料等審議会の状況(過去の審議経過)」

【会長】

ただいまの事務局説明について質問はあるか。

【委員】

現在、コミュニティセンターの空調が故障している状況にあり、スポーツセンターも第一ホールが使用できない状況にある。スポーツセンターは建替を検討しているといった話を聞いているが、今後の施設の改修予定等も考慮した上で使用料等改定の議論をする必要があるのではないか。

【事務局】

今後の施設の改修等については、市として方向性を検討しているところであり、将来のことについては明確な答えができない状況である。

今回の審議会においては、現行水準のベースで使用料が適正かどうか御審議いただきたいと考えている。

(3) 審議日程(案)について

【会長】

続いて、審議・報告事項の(3)「審議日程(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

…(次の資料により、事務局から審議日程等について説明)

「資料6 令和8年度 羽村市使用料等審議会審議日程(案)」

【会長】

委員それぞれ日程(案)について御確認をお願いします。

(4) 市の財政状況等について

【会長】

続いて、審議・報告事項の(4)「市の財政状況等について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

…(次の資料により、事務局から市の財政状況等について説明)

「資料7-1 羽村市の財政状況」

「資料7-2 羽村市における行財政改革の取組」

【会長】

ただいまの事務局説明について質問はあるか。

【委員】

平成27年度と令和6年度を比較すると、民生費、衛生費が増加している。増加の理由を教えてください。

【事務局】

民生費については、私立保育園の保育委託料や障害福祉サービス費などの扶助費の増加によるも

のである。

衛生費については、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加している。

【会長】

他に質問等ないか。

【委員】

資料7-2の健全な財政運営に向けた取組について、具体的に把握したいが、ホームページ等で確認することができるか。

【事務局】

本資料については、市の第六次長期総合計画「自治体運営の方針」の施策2に位置づけた取組をまとめている。

具体的な効果額等については、市公式サイトに「第六次羽村市長期総合計画（自治体運営の方針）に関する取組」として記載している。具体例を紹介するが、令和4年度は5億5,472万円の効果額が出ている。事務事業の見直しによる経常的な経費の削減や枠配分による予算編成方式により、1億1,100万円程度削減している。また、人件費の見直しにより特別職の給与や管理職手当の引き下げを行っている。

歳出削減だけではなく、歳入確保にも取り組んでおり、クラウドファンディングやネーミングライツ、市有地の売却、ふるさと納税により財源確保を図ったところである。

令和5年度は、前年度の取組に加え、新たに企業版ふるさと納税を開始したところである。

令和6年度についても、前年度以前と同様の取組を継続するとともに、公共施設等における使用料等の改定や下水道使用料の改定を行っている。

【会長】

他に質問等ないか。

…(なし)

【会長】

最後に、羽村市の現在の財政状況について、今後の審議を進める上での参考となるよう、私からも補足して説明する。

使用料等の適正化を検討するに当たっては、単に個々の使用料の水準や受益者負担の割合のみを見るのではなく、その前提となる市の財政状況や行政コストの現状を踏まえることが重要である。

そこで、現在の羽村市がどのような財政状況にあるのかについて、資料7-1の「経常収支比率及び財政力指数の推移」に基づき説明する。

資料7-1によれば、2015年の財政力指数は、1.031、2016年の財政力指数は、1.024であり、いずれの年においても財政力指数が1を上回っていることが確認できる。

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指標であり、その数値が高いほど、財源に余裕があり、財政力が強いことを示す。財政力指数が1を超える地方公共団体は、普通交付税の不交付団体となる。これに対し、財政力指数が1を下回る地方公共団体は、普通交付税の交付団体となる。これは、自主財源のみでは、標準的な行政サービスを提供するために必要な財源を十分に確保することが難しく、地

方交付税による財源補填を必要とする状況にあることを示している。

羽村市は、長年にわたり比較的高い財政力を有し、全国的に見ても数少ない普通交付税の不交付団体として推移してきた。そうした財政状況を背景として、動物公園、スイミングセンター、自然休暇村など、他市には見られない特色ある公共施設を整備してきたところである。

しかし、近年は財政状況が厳しさを増しており、財政力指数が1を下回る年度が続いている。加えて、これまで整備してきた公共施設をはじめとする行政サービスの維持・管理に要する経常的な経費が、市財政にとって大きな負担となっている。

また、経常収支比率についても、多摩26市平均を上回る水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいることがうかがえる。

さらに、資料7-1の「市民一人当たりの基金残高及び市債残高」のデータを見ると、羽村市の基金残高は多摩26市平均を下回っている一方、市債残高は多摩26市平均を上回っている。すなわち、羽村市は、基金残高が相対的に少ない一方で、市債残高が相対的に多い財政状況にあることが確認できる。

このように、羽村市においては、財政力の低下に加え、財政構造の硬直化が進み、財政的な余力も十分とはいえない状況にある。

その一方で、これまで整備してきた公共施設をはじめとする行政サービスを将来にわたって維持していくためには、継続的に一定の財源を確保していくことが不可欠である。そのため、使用料等についても、行政コストの状況や受益者負担の在り方を踏まえ、適正な水準を検討していく必要がある。

こうしたことから、本審議会においては、行政サービスの提供に要するコストが適正な水準となっているかを検証するとともに、その費用について、利用者にどの程度の受益者負担を求めることが適当であるのか、負担の公平性や市民生活への影響も踏まえながら、慎重かつ幅広い観点から議論を重ねていく必要がある。

(5) 使用料等適正化のための基本方針について

【会長】

続いて、審議・報告事項の(5)「使用料等適正化のための基本方針」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

…(次の資料により、事務局から基本方針(案)について説明)

「資料8 使用料等適正化のための基本方針について」

【会長】

ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

【委員】

使用料等の審議とは直接的な関係はないが、職員の地域手当について、他市と比べて低かった状況は改善されたのか。また、現在の職員数について、羽村市の規模に対して適正かどうか確認したい。

【事務局】

国の基準において、羽村市は地域手当が6%の地域であったことから、地域手当が低かった経緯が

ある。

現在は、地域手当の大きくり化により、東京都内において23区は20%、それ以外の地域は16%の地域手当がルール化された。羽村市においては、国の基準に基づき段階的に引き上げており、令和8年度は14%と改善傾向にある。

市の規模に対して職員数が適正な水準かどうかについてであるが、羽村市は小規模な自治体ではあるが、市として取り組まなければならない業務があるため、一定程度の職員数は必要となっている。

現時点では、定員管理方針に基づき、行政需要に応じた柔軟な人員配置を行っている。職員数については、令和8年4月1日時点で363人となっている。

【委員】

関連質問となるが、資料7-1の歳出における人件費は、職員の人件費という理解でよいのか。

【事務局】

人件費の内訳であるが、市職員の人件費が割合としては大きい状況にある。そのほか、会計年度任用職員、審議会の委員報酬についても人件費に分類される。

【委員】

動物公園の駐車場収入について、市の収入となっているのか。

【事務局】

令和4年度までは市が駐車場の運営を行い、料金を収入していたが、令和5年度から動物公園の指定管理者に駐車場の管理も委託している。そのため、現在の駐車場収入については、指定管理者の収入となっている。

【会長】

事務局の説明に補足すると、羽村市動物公園では、施設の管理運営について、創意工夫を生かした企画の実施や効率的な運営により、質の高いサービスの提供を図るため、2008年度から指定管理者制度を導入している。現在の指定管理者は、株式会社横浜八景島である。

また、羽村市は、指定管理委託料として、株式会社横浜八景島に対し、毎年約1億2,000万円を支払っている。

動物公園の管理運営に要する経費については、施設の公共性や市民サービスとしての役割を踏まえて評価する必要がある一方で、相応の財政負担が生じていることから、行政コストの妥当性という観点からも、十分に検討する必要がある。

あわせて、動物公園の入園料については、市民に親しまれる施設としての役割や市民サービスとしての意義に配慮しつつ、施設の管理運営に要する経費に対して、利用者にどの程度の負担を求めることが適当であるのか、受益者負担の在り方を検討することが重要な論点となる。

このため、6月9日の第3回審議会においては、指定管理委託料を含む管理運営コストの状況を確認するとともに、動物公園の公共性や市民サービスとしての役割も踏まえながら、動物公園の入園料の適正な水準について審議する予定である。

【会長】

他に質問等ないか。

…(なし)

それでは、「使用料等適正化のための基本方針」について、事務局案のとおりでよろしいか。

…(全員承認)

8 その他

(1) 次回以降の審議会日程について

(2) その他

【会長】

その他について事務局から説明をお願いしたい。

【事務局】

…(次回以降の審議会日程等について、事務局から説明)

【会長】

次回5月26日開催の第2回審議会は、下水道使用料の適正化について審議する予定である。下水道は、市民生活に欠かすことのできない重要な社会インフラであり、その持続的な運営を確保する観点から、適正な受益者負担の在り方について検討することは、極めて重要な意義がある。委員各位におかれては、次回も引き続き、それぞれの立場から忌憚のない御意見を頂き、充実した議論をお願いしたい。

以上をもって、第1回羽村市使用料等審議会を終了する。

-----閉会-----